

一般社団法人 福井県社会福祉士会
成年後見サポートセンターばあとなあ福井運営規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人福井県社会福祉士会（以下、「本会」という。）の定款第4条第5号の規定に基づき、会員の成年後見活動を支援する組織とその運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「成年後見人等」とは、成年後見人、保佐人、補助人及び任意後見人、任意後見人受任者をいう。

2 この規程において、「成年後見監督人等」とは、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人及び任意後見監督人をいう。

(名称)

第3条 この事業を行う組織の名称は、成年後見サポートセンター「ばあとなあ福井」（以下「ばあとなあ福井」という。）と称する。

(事務局)

第4条 ばあとなあ福井の事務所を、本会事務所内に置く。

2 ばあとなあ福井は、前項の事務所のほかにも事務所を置くことができる。

第2章 会 員

(会員の要件)

第5条 ばあとなあ福井の会員は、次の者とする。

(1) ばあとなあ福井の名簿登録者

(2) 公益社団法人日本社会福祉士会（以下「日本社会福祉士会」という。）及び都道府県社会福祉士会が行う成年後見人養成研修の修了者

(3) 本会会員であって、成年後見活動に関して熱意のある者

(会員の責務)

第6条 会員は、成年後見人等として活動を行うにあたっては、日本社会福祉士会の倫理綱領を遵守しなければならない。

2 会員は、後見人としての資質の維持向上のため、日本社会福祉士会及び本会が開催する研修、事業に積極的に参加するものとする。

第3章 事 業

(事業内容)

第7条 ばあとなあ福井は、その目的遂行のために、次の事業を行う。

(1) 成年後見人等の養成に関すること

(2) 成年後見人等候補者の名簿登録に関すること

- (3) 成年後見人等候補者及び成年後見監督人等候補者の紹介に関する事
 - (4) 成年後見人等候補者及び成年後見人等への支援に関する事
 - (5) 成年後見制度に関する相談に関する事
 - (6) 成年後見制度に関する調査、研究及び普及活動に関する事
 - (7) 成年後見制度に関する関係機関・団体との連絡調整に関する事
 - (8) その他関連する事業
- (登録および報告)

第8条 成年後見人及び成年後見監督人等として活動しようとする会員は、名簿登録申請書を運営委員会に提出しなければならない。

- 2 成年後見人及び成年後見監督人等として活動している会員は、成年後見活動報告書を運営委員会に提出しなければならない。

第4章 組織

(組織)

第9条 ぱあとなあ福井にセンター長を置く。センター長は、本会会長とし、ぱあとなあ福井の運営を統括する。

(運営委員会)

第10条 ぱあとなあ福井の運営及び事業の企画実施のために運営委員会を置く。

(運営委員の選任)

第11条 運営委員会は、20名以内の運営委員をもって組織する。

- 2 運営委員は、会員から募り、理事会の承認を得てセンター長が委嘱する。

(運営委員の職務)

第12条 運営委員は次の職務を行う。

- (1) ぱあとなあ福井の運営及び事業の企画実施
 - (2) 例会の開催
 - (3) 業務監査の開催
 - (4) ぱあとなあ福井名簿登録規程第9条における初回報告及び終了報告の確認
- (任期)

第13条 運営委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結までとする。但し、再任を妨げない。

- 2 運営委員に欠員が生じた場合は、補欠の運営委員を就任させることができる。
- 3 補欠により就任した運営委員の任期は前任者の残任期間とする。

(運営委員長)

第14条 運営委員会に運営委員長を置く。

- 2 運営委員長は、本会理事の職にあるものをもって充てる。
- 3 運営委員長は、運営委員会を代表し、会議を主催する。

(副運営委員長)

第15条 運営委員会に、副運営委員長を置く。

- 2 副運営委員長は、運営委員の中から運営委員長が指名する。

3 副運営委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(運営委員会の開催)

第16条 運営委員会は、必要に応じて運営委員長が招集する。

2 運営委員会は、運営委員の過半数の出席をもって成立する。

3 運営委員会は、必要があると認めたときは、運営委員以外の者を運営委員会に出席させて意見を求めることができる。

4 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。なお、可否同数の場合は、運営委員長の決するところによる。

5 運営委員会は議事録を作成するものとする。

(コーディネーターの選任)

第17条 ぱあとなあ福井は必要に応じて成年後見人等候補者推薦にかかる事務を行うためのコーディネーターを選任することができる。

2 コーディネーターは運営委員から選任する。

3 コーディネーターは、その必要に応じて2名以上選任することができるものとする。

(コーディネーターの職務)

第18条 コーディネーターは次の職務を行う。

(1) 成年後見人等候補者推薦依頼に関する事務

(2) 成年後見人等受任者のうち、初めて受任する会員へのアドバイザーの選任

2 コーディネーターは、前項の事務を、本会事務局と協力して行うものとする。

3 コーディネーターが2名以上いる場合は、主担当が職務を行うものとする。

(相談担当者の選任)

第19条 ぱあとなあ福井は必要に応じて成年後見制度等に関する相談に対応する相談担当者を選任することができる。

2 相談担当者は運営委員から選出する。

(相談担当者の職務)

第20条 相談担当者は、ぱあとなあ福井に寄せられた成年後見制度等に関する相談に対応する。

2 相談対応者は、前項の相談記録を所定の様式に記録し、運営委員会に提出しなければならない。

(アドバイザーの選任)

第21条 ぱあとなあ福井は必要に応じて会員の後見活動への支援を行うためのアドバイザーを選任することができる。

2 アドバイザーは、会員から運営委員会が候補者を選任し、理事会の承認を得てセンター長が委嘱する。

3 前項のアドバイザー候補者を選任するときは、候補者は次の要件を満たしていなければならない。

(1) 後見人として3年以上の活動歴がある

(2) 後見人受任件数の累計が3件以上である
(アドバイザーの職務)

第22条 アドバイザーは次の職務を行う。

(1) 後見人新規受任者の担当アドバイザー(1年間)
(2) 会員からの後見人活動に関する相談対応
(3) ばあとなあ福井名簿登録規程第9条における定期報告の確認

2 アドバイザーは、例会に出席し、活動報告者や参加者に助言をするよう努めることとする。

(アドバイザーの任期)

第23条 アドバイザーの任期は2年とし、再任を妨げない。但し、連続して4期(8年)を超えて選任されることはできない。

(アドバイザーの報酬)

第24条 アドバイザーは、第22条第1項の職務を行った際には報酬を受け取る事ができる。なお、受け取る報酬については別に定める。

第5章 例会

(例会)

第25条 ばあとなあ福井は、原則として毎月1回例会を開く。

2 例会の運営については、運営委員会により定める。

3 成年後見人等として活動している会員は、例会において活動報告を行うものとする。

第6章 成年後見人等への支援

(後見人候補者の推薦)

第26条 ばあとなあ福井は、家庭裁判所等の依頼を受け、名簿登録した会員のうちから成年後見人等の推薦を行う。

(成年後見人等の受任)

第27条 会員の成年後見人等の受任は、原則として前条に基づく推薦をとおして行わなければならない。

2 会員が本人又はその親族及びその他関係機関等から成年後見人等の受任したときは、速やかにばあとなあ福井にその旨を報告しなければならない。

(成年後見人等の辞任)

第28条 会員がやむを得ない事由によって成年後見人等を辞する場合は、ばあとなあ福井に文書でその理由を報告し、運営委員会の承諾を得るとともに、家庭裁判所の辞任許可及び後任者への引き継ぎまでの間、誠実にその職務を遂行しなければならない。

(任意後見人の受任)

第29条 会員の任意後見の受任については、成年後見人等の場合と同様、ばあとなあ福井が推薦を行うものとする。

- 2 会員は、本人又はその親族等から任意後見人の受任をしたときは、速やかにばあとなあ福井にその旨を報告しなければならない。
- 3 第1項に定める推薦により、任意後見契約を締結しようとするとき、又は任意後見契約にあわせて任意代理契約を締結する場合は、本人の判断能力、契約内容等についてばあとなあ福井に予め報告しなければならない。

第7章 業務監査

(業務監査)

- 第30条 本会は、第7条に定める事業を適正に遂行するため、業務監査委員会を設置する。
- 2 業務監査委員会の構成員の2分の1以上は、弁護士等法律関係者、医療関係者、保健・福祉関係者、当事者団体等の第三者委員とする。
 - 3 業務監査委員会は、定期監査の他、センター長の求めに応じまたは委員会の判断で随時の監査を実施する。

第8章 苦情対応

(苦情対応)

- 第31条 本事業における苦情申し立ての手続き及び対応は、本会の苦情対応規程に基づいて実施する。

第9章 賠償保険

(賠償保険)

- 第32条 成年後見人及び成年後見監督人等として活動しようとする会員は、社会福祉士賠償責任保険（Cプラン・成年後見業務）に加入しなければならない。

第10章 会計

(会計)

- 第33条 ばあとなあ福井に要する経費は、毎年度本会の事業予算に所要額を計上するものとする。

第11章 補則

(委任)

- 第34条 この規程に定めるもののほか、ばあとなあ福井の運営に関する事項は、運営委員会において決定する。

(改廃)

- 第35条 この規程の改廃は、本会理事会の議決を経なければならない。

附 則

この要綱は、平成19年5月27日より施行する。

附 則（平成23年3月16日 全部改正）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月1日 一部改正）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月1日 一部改正）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月24日 一部改正）